社会福祉法人古殿町社会福祉協議会役員・評議員等の報酬及び費用弁償に関

する規程

（趣旨）

1. この規程は、社会福祉法人古殿町社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款

第１０条及び第２５条の規定に基づき、役員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

（役員等）

1. この規程において、役員等とは次の各号に掲げる者とする。
2. 理事、監事及び評議員
3. 本会が規定する委員会の委員
4. 会長が報酬及び費用弁償の必要を認めた者

（報酬）

1. 役員等が、その職務のため次に掲げる各号に出席した場合、報酬として日額

３,０００円を支給する。

1. 理事会、監事会、評議員会
2. 本会が規定する委員会
3. 会務のため、会長の要請を受けた業務

（費用弁償）

1. 役員等が、その職務のため出張したときには、別に定める旅費規程に基づき、旅費

　を支給する。

（報酬等の支給方法）

1. 報酬及び費用弁償は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人

名義の金融機関口座に振り込むことができる。

２　報酬及び費用弁償は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

（公表）

1. 本会は、この規程をもって、社会福祉法第５９条の２第１項第２号に定める報酬等

の支給の基準として公表するものとする。

（改廃）

1. この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

　　　附　則

１　この規程は、平成１３年５月２２日から施行する。

２　社会福祉法人古殿町社会福祉協議会役員及び職員の報酬、費用弁償、給料、その他手当

に関する規程は、廃止する。

　　附　則

　この規程は、福島県知事への定款の変更認可があった日（平成２９年２月２０日）から施行する。

　　　附　則

この規程は、令和７年１月１日から施行する。